

議案第 6 6 号

岩倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

岩倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年岩倉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。